

## 物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条の規定により入札参加登録を受けている者（以下「登録業者」という。）が契約違反等、贈賄、談合及び不正行為等を行った場合の参加資格の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 契約執行者

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第2条第11号に定める契約執行者をいう。

(2) 県発注物品調達等

県が発注する物品の取得や役務（道路、河川その他公共土木施設に係る維持管理業務を含む。）の提供を受けることをいう。

(3) 県発注業務

県が発注する全ての業務をいう。

(4) 業務

個人の私生活上の行為以外の登録業者の業務全般をいう。

(5) 代表役員等

登録業者である個人、法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）、専務取締役以上である者及び代表権のない取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、理事長等をいう。

(6) 一般役員等

代表役員等以外の代表権を有しない役員等で会計参与、監査役、執行役員、常務取締役及び取締役等並びに支店長、営業所長等をいう。

(7) 使用人

代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。

(8) 公共機関の職員

刑法（明治40年法律第145号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員及び委員その他の職員並びに特別法上公務員とみなされる者をいう。

(9) 暴力団、暴力団員及び収賄罪の暴力的不法行為等

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に規定されたものをいう。

(10) 暴力団関係者

暴力団及び暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりをもつ者又は、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。

(資格制限)

第3条 知事は、登録業者が別表1及び「宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領」から準用する別表2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる資格制限要件のいずれかに該当する事実を認知したときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該登録業者について資格制限を行うものとする。

- 2 知事が資格制限を行ったときは、契約執行者は、当該資格制限に係る登録業者（以下「資格制限業者」という。）を競争入札に参加させ、又は指名してはならない。
- 3 契約執行者は、資格制限業者を現に競争入札に参加させ、又は指名しているときは、落札決定前にあっては入札を無効とし、又は指名を取り消すものとする。
- 4 契約執行者は、落札決定した登録業者が契約締結前に資格制限となった場合は、当該契約を締結しないものとする。
- 5 資格制限の開始日は、知事が定める日とする。
- 6 資格制限の期間は、事案ごとに3年を超えることができない。

(資格制限の期間の特例等)

第4条 登録業者が一の事案により別表各項の資格制限要件の2以上に該当したときは、当該資格制限要件ごとに措置したと想定した場合の期間のうち最も長いものをもって、資格制限の期間とする。

- 2 登録業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の資格制限の期間は、該当しなかったと想定した場合の期間に、それぞれ別表各項に定める短期を加算した期間とする。
  - (1) 別表1各項又は別表2各項の資格制限要件に係る資格制限の期間の満了後1年を経過するまでの間（資格制限の期間中を含む。）に、それぞれ別表1各項又は別表2各項の資格制限要件に該当することとなったとき。
  - (2) 別表2第1項から第9項までの資格制限要件に係る資格制限の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項から第9項までの資格制限要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 知事は、登録業者について、情状酌量すべき特別な事由があると認める場合には、当該特別の事由がなかったと想定した場合の資格制限の期間の2分の1の期間まで短縮することができる。この場合において、1か月の2分の1の期間は15日とする。
- 4 知事は、登録業者について、極めて悪質な事由があった場合、又は極めて重大な結果を生じさせた場合には、当該悪質な事由又は重大な結果がなかったと想定した場合の資格制限の期間の2倍の期間まで延長することができる。

- 5 知事は、資格制限業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、第3項及び第4項に定める期間の範囲内で資格制限の期間を変更することができる。
- 6 知事は、資格制限期間が満了した登録業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の資格制限期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の資格制限期間を控除した期間をもって、新たに資格制限を行うことができる。
- 7 知事は、登録業者が、過去に登録業者でない時点において、別表各項の資格制限要件に該当した場合、又は資格制限要件に該当する行為が、過去に登録業者であった期間のものであることが明らかとなったときは、当該資格制限要件により想定される資格制限の期間の範囲内において、新たに登録業者となった時点から資格制限を行うことができる。
- 8 知事は、資格制限業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該登録業者について資格制限を解除するものとする。
- 9 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に規定する課徴金減免制度が適用された場合（課徴金減免申請を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条の4第5項の規定による通知がなされた場合を含む。）であって、その事実が公表されたときの資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。
- 10 本県に対し、県発注物品調達等に係る次の各号の全てを満たす談合等に係る情報を提供したことが有力な手掛かりとなり、登録業者が別表2第4項、第6項又は第9項に該当するに至ったものと知事が認める場合においては、当該情報提供者が属する登録業者に限り、資格制限の期間を当該知事の承認がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。ただし、情報提供者が属する登録業者が談合を強要するなど主導的に談合等に関わっていた場合は、この限りではない。
  - (1) 公知の情報でない新たな情報であること。
  - (2) 談合等の事実を裏付ける客観的な証拠となり得る情報が提供されていること。
  - (3) 公正取引委員会や警察等による調査が公知となっている事案に係る情報でないこと。

#### （資格制限の承継）

- 第5条 資格制限業者から、合併、会社分割、又は営業譲渡等の組織変更により、当該資格制限業者の業務を承継した登録業者は、当該資格制限の措置を承継するものとする。
- 2 資格制限要件に該当する行為後に、合併、会社分割、又は営業譲渡等により組織変更となった場合は、当該行為を行った業務を承継した登録業者に、資格制限を行うものとする。

#### （事故発生の報告）

- 第6条 契約執行者は、別表各項のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると認められる場合は、別記様式第1号物品調達等に係る事故発生報告書により、知事に報告しなければならない。この場合において、契約執行者が地方機関の長であるときは、主務課を経由するものとする。

(資格制限の通知)

第7条 知事は、第3条第1項の規定により資格制限を行い、第4条第5項の規定により資格制限の期間を変更し、同条第6項若しくは第7項の規定により資格制限を新たに行い、又は同条第8項の規定により資格制限を解除したときは、登録業者に対しそれぞれ別記様式第2号物品調達等に係る資格制限通知書、別記様式第3号物品調達等に係る資格制限期間変更通知書又は別記様式第4号物品調達等に係る資格制限解除通知書により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により資格制限の通知をする場合において必要があると認めるときは、改善措置について報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約執行者は、資格制限業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該資格制限業者にしかできない特殊な技術等を要する場合等、真にやむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約執行者は、資格制限業者が、法令の規定により当該資格制限業者が履行可能な唯一の者であるとされる業務を有するとき、又は法令の規定により知事等の許可を要する業務について当該許可を受けた唯一の者であるときは、これらの業務については、前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(資格制限に至らない事由に関する措置)

第9条 知事は、資格制限の措置までには至らない事案で、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面により警告を行うことができる。

(物品調達等に係る競争入札参加業者資格審査委員会への付議)

第10条 知事は、第3条第1項の規定により資格制限を行い、第4条第5項の規定により資格制限の期間を変更し、同条第6項若しくは第7項の規定により資格制限を新たに行い、同条第8項の規定により資格制限を解除しようとするとき、又は第8条第1項ただし書の規定により随意契約の相手方として承認しようとするときは、物品調達等に係る競争入札参加業者資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議に付すものとする。ただし、審査委員会を開くことができない特別な事由があるときは、この限りでない。

(資格制限の公表)

第11条 知事は、第3条第1項の規定により資格制限を行い、第4条第5項の規定により資格制限の期間を変更し、同条第6項若しくは第7項の規定により資格制限を新たに行った場合は、当該登録業者名等について公表するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。  
(物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の廃止)
- 2 物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成9年11月1日施行。以下「旧要領」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 旧要領の規定により知事が行った資格制限については、この要領の規定により行った資格制限とみなす。
- 4 この要領の施行の際、現に旧要領の規定により資格制限を受けている者の資格制限の期間については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の施行前に、改正前の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領の規定に基づき行われた資格制限については、なお従前の例による。  
(指名停止要領第4条に規定する別表2の準用)
- 3 第3条第1項の規定により資格制限を行う場合において、建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に規定する別表2を準用する場合には、「工事等」とあるものを「物品調達等」と読み替えるものとする。



住 所  
商号又は名称  
代 表 者 宛

宮城県知事 ○○ ○○

物品調達等に係る資格制限通知書

この度、貴社（殿）が〔 (注1) 〕ことは、誠に遺憾であります。  
よって、下記のとおり物品調達等に係る競争入札への参加及び指名を制限することにした  
ので通知します。今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分に注意してください。  
〔(注2) 今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分に注意するとともに、今後の改  
善措置の詳細について、速やかに書面で提出してください。〕

記

- 1 資格制限の期間 年 月 日から  
年 月 日まで（ か月）
- 2 資格制限の理由（注3）

（注1）には、資格制限に該当する事実を簡明に記載する。

（注2）は必要に応じて記述する。

（注3）資格制限要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 宛

宮城県知事 ○○ ○○

物品調達等に係る資格制限期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した資格制限については、下記のとおり  
期間を変更したので、物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領第7条第1項の規定に  
より通知します。

- 記
- 1 変更前の資格制限期間 年 月 日まで  
変更後の資格制限期間 年 月 日まで

- 2 期間変更の理由

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 宛

宮城県知事 ○○ ○○

物品調達等に係る資格制限解除通知書

年 月 日付け 第 号で通知した資格制限については、下記のとおり解除したので、物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 資格制限解除日 年 月 日
- 2 解除の理由